

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第691号 平成26年2月20日

乾杯条例

中標津町では、牛乳を飲む習慣を広く浸透させようと町民に「地元の牛乳で乾杯を」と呼びかける「牛乳消費拡大応援条例」の4月施行に向けて取り組みを進めています（2月5日付北海道新聞から）。

どのような条例かというと、

牛乳消費拡大応援条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、基幹産業を酪農とする当地域で生産される牛乳が、常に日本のトップクラスの品質であることに誇りを持ち、広くアピールすることで、牛乳の消費拡大と、乳製品食文化の普及継承を促進し、もって地域酪農文化の理解と郷土愛の醸成を図ることを目的とする。(町の役割)

第2条 略

(酪農生産者の役割)

第3条 略

(町民の協力)

第4条 町民は、牛乳を使用した郷土料理と食文化を学び、継承することに協力するものとする。

2 町民は、町内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲において牛乳で乾杯し、その普及促進に協力するよう努めるものとする。

という、全体で4条からなる誠にシンプルなものですが、面白いのは、町民に対して「会食の際は牛乳で乾杯」する努力を求めている事です。

常に日本トップクラスの乳質を誇る酪農基地であるにもかかわらず、町民の日常生活の中で牛乳を飲用する習慣が特に高い状況には無いのは非常に残念という訳で、栄養価が高く、地域で生産され、身近な飲み物としての牛乳を、会食の際は「1杯目の乾杯は地場産牛乳で」を合言葉に、「牛乳の飲用を広く町民の日常生活の中へ浸透させよう」というのが、条例制定の目的です。

牛乳で乾杯した後のお酒の味はどうなるのかちょっと分かりませんが、この一風変わった「乾杯条例」は、去年の1月、伏見という酒造りの本場を抱える京都市が、

地元産日本酒での乾杯を広めようと「京都市清酒の普及の促進に関する条例（いわゆる「日本酒乾杯条例」）を制定したのが始まりで、その後同様の「乾杯条例」制定の動きが全国に広がっています。北海道では、富良野市がワインで、旭川市が地ビールでの乾杯を謳った「乾杯条例」を制定しており、中標津町の「牛乳で乾杯条例」も、これに倣ったものといえます。

こうなると、「乾杯条例」は一つのブームといって良いかも知れません。

ただ、こうした取り組みに水を差すつもりはありませんが、乾杯を何でするかは全く個人の好み（嗜好）の問題であり、それを条例で規定するというのは如何かなという感じはします。中標津町の条例案には罰則規定はなく、拘束力ありませんが、幾ら罰則規定がないとはいえ、人の嗜好に関する事を条例で定めるという事には、少し抵抗を感じます。

「乾杯条例」なんてユーモアがあって良いと感じる人も多いと思いますし、実際、いちいち目くじらを立てる程の事ではないと思っています。しかし例えば、髪型とか服装の色やスタイルといった様なものが条例で規定されるという事になると、何となく息が詰まる感じがしませんか。

そういう事からすると、「牛乳で乾杯」とか「ワインで乾杯」といった個人の嗜好に関する事は、市民の自発的な運動として広げて行く方がより健全な感じが、私にはします。（塾頭：吉田 洋一）